

奈良県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和二年八月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和青垣吉野川自転車道線
- 三 道路の区域

| 路線<br>番号 | 区<br>間                                    | 備<br>考 |
|----------|-------------------------------------------|--------|
| 2 8 0    | 大和郡山市長安寺町一七五番一から<br>大和郡山市額田部北町一三七六番<br>まで |        |

四 供用開始年月日

令和二年八月十八日